



# 島根県報

平成25年2月1日（金）

号外第8号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

# 告 示

## 島根県告示第80号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年2月1日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	玉湯吾妻山線	雲南市大東町遠所76番地先から同町仁和寺958番1地先まで	前	メートル 5.30～ 11.00	メートル 590.00	雲南県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	12.20～ 18.60	590.00	
〃	西郷都万郡線	隠岐郡隠岐の島町津戸カブラ浦1327番2地先から同1317番2地先まで	前	17.00～ 27.00	144.70	隠岐支庁県土整備局 災害防除工事 拡幅
			後	27.00～ 33.00	144.70	
〃	〃	隠岐郡隠岐の島町津戸チラジロ1527番1地先から同番8地先まで	前	11.60～ 35.60	23.20	災害防除工事 拡幅
			後	18.40～ 35.60	23.20	

## 島根県告示第81号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	布部安来線	安来市下吉田町字飯場630番6地先から同市柿谷町字種正423番1地先まで	メートル 547.50	平成25年 2月1日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
〃	玉湯吾妻山線	雲南市大東町遠所76番地先から同町仁和寺958番1地先まで	590.00	平成25年 2月1日	雲南県土整備事務所	
〃	三刀屋佐田線	雲南市三刀屋町乙加宮3120番4地先から同3112番5地先まで	220.00	平成25年 2月1日		
〃	斐川一畑大社線	出雲市灘分町1620番1地先から同町1588番1地先まで	126.40	平成25年 2月1日	出雲県土整備事務所	
〃	桜江金城線	江津市桜江町市山521番14地先から同545番1地先まで	230.00	平成25年 2月1日	浜田県土整備事務所	
〃	鹿野吉賀線	鹿足郡吉賀町蓼野1963番40地先から同1493番5地先まで	232.00	平成25年 2月1日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
〃	〃	鹿足郡吉賀町蓼野1215番3地先から同1199番3地先まで	261.70	平成25年 2月1日		
〃	〃	鹿足郡吉賀町蓼野1151番5地先から同1543番33地先まで	280.00	平成25年 2月1日		
〃	〃	鹿足郡吉賀町蓼野1125番4地先から同1120番2地先まで	298.00	平成25年 2月1日		